

ビジネスと人権



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん

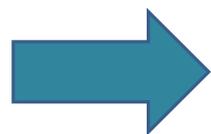


仙台法務局人権擁護部

「人権」とは

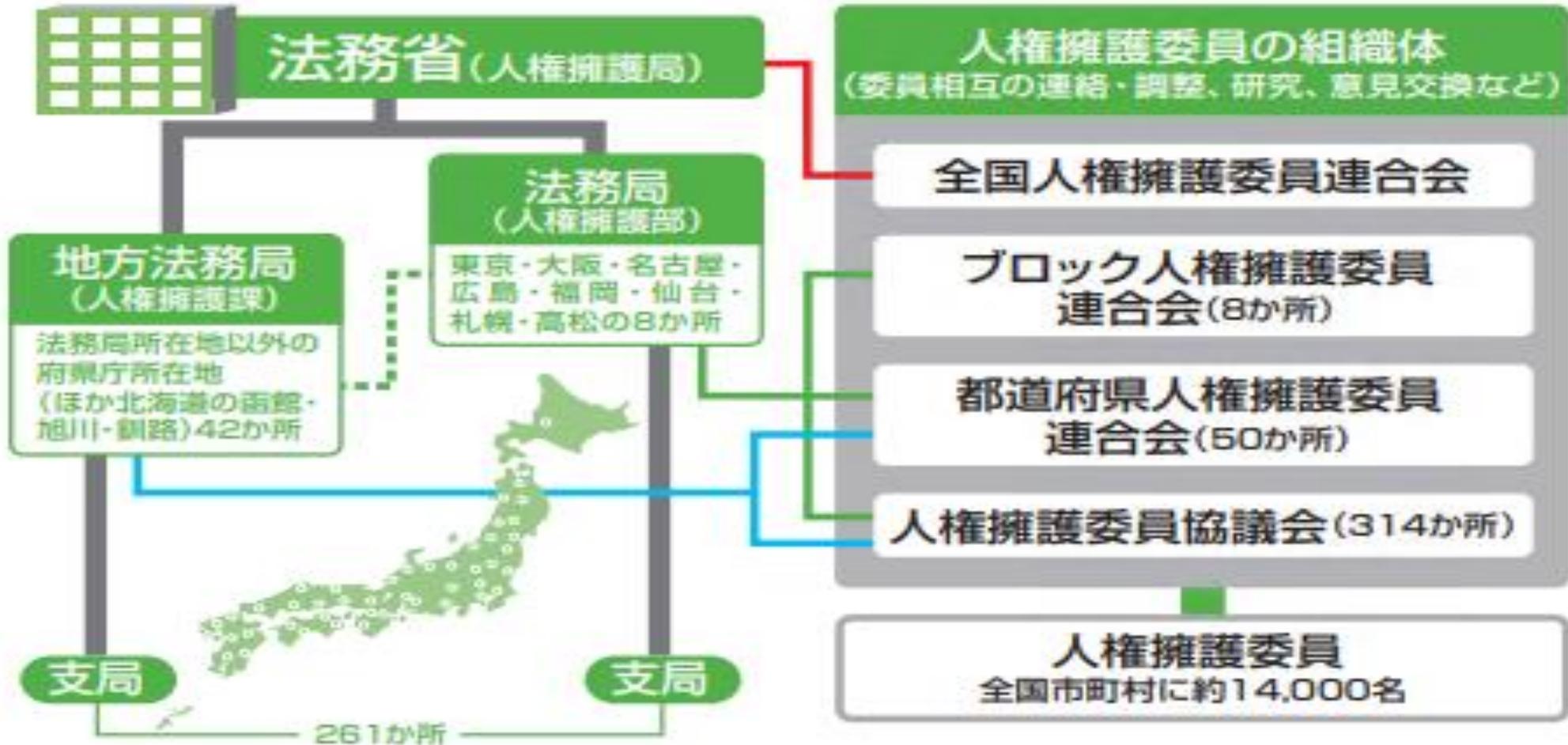
「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」

「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」



国籍や人種、性別、年齢、障害のあるなし等にかかわらず、すべての人が持っている

人権擁護機関(法務局+人権擁護委員)



人権擁護業務

1 人権相談

人権問題に関して国民の相談に応じ、助言等を行う。

2 人権侵犯事件の調査救済

人権侵害の疑いがある事案を認知した場合、関係者の任意の協力を得て事実関係を調査し、人権侵害の事実が認められれば、人権侵害を行った者に対する説示、勧告など、事案に応じた適切な措置を講じる。

3 人権啓発

国民に人権に対する理解を深めてもらうための啓発活動（講演会、シンポジウム、中学生人権作文コンテスト、人権教室 等）

令和6年度啓発活動強調事項

…我が国における主な人権課題

- 1 女性の人権を守ろう
- 2 こどもの人権を守ろう
- 3 高齢者の人権を守ろう
- 4 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 5 部落差別（同和問題）を解消しよう
- 6 アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 7 外国人の人権を尊重しよう
- 8 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- 9 ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 10 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう
- 11 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう
- 12 インターネット上の人権侵害をなくそう
- 13 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 14 ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 15 性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう
- 16 人身取引をなくそう
- 17 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

人権擁護の課題

ビジネス と人権

企業活動における
人権尊重の関心の高まり

2011年
国連が「ビジネスと人権に
関する指導原則」を採択

2020年
国別行動計画(NAP)を作成



ビジネスと人権に関する指導原則

人権を保護する国家の義務

人権を尊重する企業の責任

救済へのアクセス

全ての国家と企業に
人権の保護、尊重へ
の取組を促す

国家と企業は、相互に補完し合いながら役割を果たす必要がある

企業が人権への影響を考慮する対象

自社事業に関わる
従業員の人権だけ
を考慮すればよい
のではない！

正社員、派遣社員
パート・アルバイト

取引先の従業員

顧客・消費者
N G O

地域住民

ライツホルダー

企業が人権への責任を求められる範囲



人権に関するリスク



企業が配慮すべき人権に関するリスク



1	賃金の不足・未払	賃金の不足・未払、生活賃金	10	居住移転の自由	居住移転の自由	19	表現の自由	表現の自由
2	労働時間	過剰・不当な労働時間	11	結社の自由	結社の自由	20	先住民族・地域住民の権利	先住民族・地域住民の権利
3	労働安全衛生	労働安全衛生	12	外国人労働者	外国人労働者の権利	21	環境・気候変動	環境・気候変動に関する人権問題
4	社会保障	社会保障を受ける権利	13	児童労働	児童労働	22	知的財産権	知的財産権
5	パワーハラ	パワーハラスメント (パワーハラ)	14	テクノロジー・AI	テクノロジー・AIに関する人権問題	23	賄賂・腐敗	賄賂・腐敗
6	セクハラ	セクシュアルハラスメント (セクハラ)	15	プライバシーの権利	プライバシーの権利	24	サプライチェーン管理の不確実性	サプライチェーン上の人権問題
7	マタハラ パタハラ	マタニティハラスメント/ パタニティハラスメント	16	消費者の安全と知る権利	消費者の安全と知る権利	25	救済へのアクセス	救済へアクセスする権利
8	ケアハラ	介護ハラスメント (ケアハラスメント)	17	差別的対応・表現	差別			
9	強制的な労働	強制的な労働	18	ジェンダー	ジェンダー(性的マイノリティを含む)に関する人権問題			

今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応(概要版)8ページ以下参照

企業による人権への取組の在り方

自事業による
人権への負の影
響を防止・軽減
するための取組

方針によるコミットメント

人権を尊重する責任を果たす旨の方針を宣言すること

人権デュー・ディリジェンスの実施

人権への影響を特定し、防止し、軽減し、
どのように対処するかについて責任をもつこと

救済措置

企業が引き起こし、又は助長する人権への負の影響に
対して救済を可能にするプロセスを設けること

企業に求められているのは、サプライチェーンにおける人権侵害をゼロにすることではない。人権リスクを軽減・防止する意思があるのか、それをどのように実施するのかが問われている。経産省は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表した。

人権への負の影響を防止・軽減する取組

分類		主な取組の例	
a 方針による コミットメント	人権方針の策定	(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・自社人権方針(人権ポリシー)の作成・公開 ・人権への取組の責任者を含むマネジメント体制の説明など
	人権への影響評価	(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・人権への負の影響の特定・分析・評価
b 人権デュー・ ディリジェンス の実施	(顕在的・潜在的 な負の影響に 対する) 予防/ 是正措置の実施	教育・研修 の実施	(3) <ul style="list-style-type: none"> ・人権研修の実施 ・ダイバーシティに関する社内啓発活動の実施 など
		社内環境/ 制度の整備	(4) <ul style="list-style-type: none"> ・各種社内制度(人事・評価・働き方等)の変更 ・改善・バリアフリー設備の導入 など
		サプライチェーン の管理	(5) <ul style="list-style-type: none"> ・「サプライヤー行動規範」の策定 ・持続可能な責任ある原料の調達 など
	モニタリング(追跡調査)の実施	(6)	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な従業員/取引先アンケートの実施 ・従業員の勤務状況/労働時間のモニタリング/ 労働組合との意見交換 など
	外部への情報公開	(7)	<ul style="list-style-type: none"> ・人権報告書/サステナビリティ報告書等の作成・公開 ・人権に関するリスクの評価結果に関する情報公開 など
c 救済措置	(実際に引き起こされた負の 影響に対応するための) 苦情処理メカニズムの整備	(8)	<ul style="list-style-type: none"> ・社内向けホットライン(苦情/相談窓口)の設置 ・サプライヤー向けホットライン(同上)の設置 ・お客様相談室の設置 など

今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応(概要版) 21ページ以下参照

欧米諸国の動向

アメリカ
 2010 ドッド・フランク法
 2012 加州サプライチェーン透明法
 2015 米国連邦調達規則改正
 2016.12 NAP策定

EU
 2014 EU非財務情報開示指令
 2018 紛争鉱物規制
 2021 企業の人権DDを法制化
 (ほぼ確定)

オランダ
 2013 NAP策定
 2017 児童労働DD法が下院で承認

フランス
 2017 人権DD法採択
 NAP策定

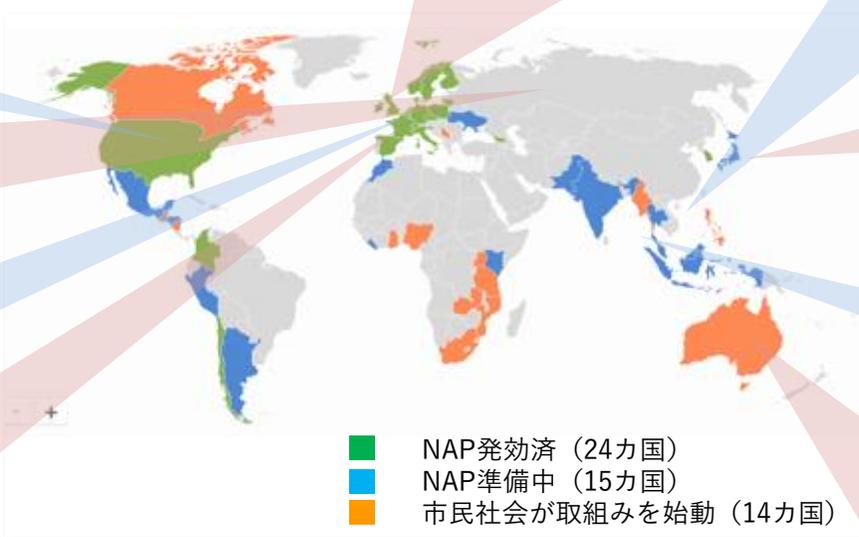
イギリス
 2013 世界で初めてNAP策定
 2015 英国現代奴隷法
 2016 改訂版NAPを策定

ASEAN
 2016 労働CSRに関するガイドライン

日本
 2020.10 NAP公表

タイ
 2019.10 アジアで初めてNAP策定

オーストラリア
 2019.1 オーストラリア版現代奴隷法施行



指導原則に関する国内の取組



企業行動憲章の改定（日本経済団体連合会）

- 人権を尊重する経営を行う旨の条文を2017年に新設
- 「実行の手引き」における人権尊重の記述を改定

コーポレートガバナンス・コードの改定（東京証券取引所）

- 人権尊重への対応が重要な経営課題であると明記（2021年）

責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン（関係府省庁施策推進・連絡会議、2022年9月）

- 国際基準を踏まえた企業の人権尊重の取組について、企業の実態に即して分かりやすく解説し、取組を促進することを目的に策定したもの

責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料（経済産業省、2023年4月）

今後の動向

人権D D
法制化の
世界的流れ

国内での
指導原則に
基づく経営
推奨の動き

サプライ
チェーン上
の企業への
指導原則
遵守の要請

国内中小企業も発注
企業や元請企業から
指導原則に基づく経
営を求められる

対応できない企業は市場から淘汰される

法務省の人権擁護機関の取組

N A P における当機関の役割

国別行動計画（N A P）における法務省の具体的な措置（啓発関係）

- ①公務員に対する周知・研修
- ②人権啓発の実施（企業向け研修への支援）
- ③民間企業と連携・協力した啓発活動の更なる実施
- ④人権の尊重を含む社会的課題に取り組む企業を表彰

法務局ができること



Myじんけん宣言

人権を尊重する企業等であることを表明するプロジェクトです。人権方針等を策定している場合は、そのURLも併せて専用サイトに掲載できます。



教材の貸し出し

企業等において、人権に関する研修で活用できる人権啓発用の資料や冊子、DVDなどを無料で配布・貸出ししています。



講師の派遣

企業等からの依頼に応じて、無料で講師を派遣し、人権に関する研修を実施します。ビジネスと人権に関する最近の動きなどもご紹介します。



人権問題の相談

様々な人権問題に関する相談に応じています。相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

法務省の人権擁護機関の取組

ビジネスと人権に関するツール

「Myじんけん宣言」プロジェクト

企業、団体及び個人が、人権を尊重する行動をとることを宣言することによって、誰もが人権を尊重し合う社会の実現を目指す取組。「ビジネスと人権」を促進する取り組みであり、人権方針等を策定している企業・団体は、そのURLも併せて専用サイトに掲載できる。



小泉元法務大臣の「Myじんけん宣言」及びメッセージ

Myじんけん宣言宣言者数
企業・団体：1038
個人：2350
2024/12/24 現在

人権相談窓口

● みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

ゼロゼロみんなのひゃくとおぼん

電話番号 0570-003-110

平日(年末年始を除く)午前8時30分から午後5時15分まで



● インターネット人権相談受付窓口

インターネット人権相談

検索

クリック

● 女性の人権ホットライン

ゼロナナゼロのハートライン

電話番号 0570-070-810

平日(年末年始を除く)午前8時30分から午後5時15分まで

● 外国人人権相談ダイヤル

電話番号 0570-090911



人権イメージキャラクター
人KENまもる君



ご清聴ありがとうございました
